

令和 8 年 2 月 26 日 開 会

①

令和 8 年第 1 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和 8 年第 1 回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第 1 号議案 令和 8 年度茨城県一般会計予算	1
第 2 号議案 令和 8 年度茨城県競輪事業特別会計予算	17
第 3 号議案 令和 8 年度茨城県公債管理特別会計予算	19
第 4 号議案 令和 8 年度茨城県市町村振興資金特別会計予算	21
第 5 号議案 令和 8 年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算	23
第 6 号議案 令和 8 年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算	25
第 7 号議案 令和 8 年度茨城県国民健康保険特別会計予算	27
第 8 号議案 令和 8 年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	29
第 9 号議案 令和 8 年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算	31
第10号議案 令和 8 年度茨城県農業改良資金特別会計予算	33
第11号議案 令和 8 年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算	35
第12号議案 令和 8 年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算	37
第13号議案 令和 8 年度茨城県港湾事業特別会計予算	39
第14号議案 令和 8 年度茨城県都市計画事業土地地区画整理事業特別会計予算	41
第15号議案 令和 8 年度茨城県病院事業会計予算	43
第16号議案 令和 8 年度茨城県水道事業会計予算	47
第17号議案 令和 8 年度茨城県工業用水道事業会計予算	50
第18号議案 令和 8 年度茨城県地域振興事業会計予算	52
第19号議案 令和 8 年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算	55
第20号議案 令和 8 年度茨城県流域下水道事業会計予算	57
第21号議案 茨城県税外収入金の延滞金徴収条例及び茨城県行政手続条例の一部を改正する条例	59
第22号議案 茨城県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	61
第23号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	62
第24号議案 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	71
第25号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	72
第26号議案 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	74
第27号議案 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	75
第28号議案 茨城県国民健康保険条例の一部を改正する条例	76
第29号議案 茨城県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	77
第30号議案 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	78
第31号議案 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	79
第32号議案 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	80
第33号議案 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	82

第34号議案	児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	83
第35号議案	茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	84
第36号議案	茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	85
第37号議案	茨城県建築基準条例の一部を改正する条例	86
第38号議案	茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例	87
第39号議案	茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	88

条 例 ・ そ の 他

第21号議案

茨城県税外収入金の延滞金徴収条例及び茨城県行政手続条例の一部を改正する条例

(茨城県税外収入金の延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 茨城県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年茨城県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(公示送達)

第5条 地方自治法第231条の3第4項の規定による公示送達は、公示事項（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第2項に規定する公示事項をいう。以下同じ。）を同項に規定する総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を当該税外収入金を徴収する機関の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該機関に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする。

2 前項の場合において、同項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(茨城県行政手続条例の一部改正)

第2条 茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第4条、第13条及び第14条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項前段中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は規則で定める日から、第2条及び付則第3項の規定は令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の茨城県税外収入金の延滞金徴収条例第5条の規定は、前項の規則で定める日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の茨城県行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、令和8年5月21日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第22号議案

茨城県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

茨城県公益認定等審議会条例（平成19年茨城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法」の次に「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）」を加える。

第3条第2項中「公益法人」の次に「（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する公益法人をいう。）若しくは公益信託（公益信託に関する法律第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第23号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第19条第1項第2号及び第24条第2項において同じ。)」を加える。

第6条第6項中「行政職給料表」を「医療職給料表(二)」に、「のうち」を「で」に、「6級以上であつて人事委員会規則で定める管理職手当の支給を受けている」を「7級である」に、「同表以外の各給料表」を「医療職給料表(三)」に、「これに相当するものとして人事委員会規則で定める職員であつて」を「6級以上であるもののうち」に改め、同条第7項中「特7級」を「7級」に、「これ」を「行政職給料表の特7级以上」に改める。

第9条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第9条の4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第11条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから職員の休日及び休暇に関する条例(昭和29年茨城県条例第43号。以下「休日休暇条例」という。)第2条第1項に規定する休日に係る勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第12条第2項第2号中「55,000円」を「66,400円」に改め、同条第4項中「(人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削り、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加える。

第14条の3第2項中「第12条の5第3項各号に掲げる者から引き続き」を「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の66.25」を「100分の67.5」に改め、「、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額(特定幹部職員にあつては100分の107.5を乗じて得た額、学長の職にある職員にあつては100分の68.75を乗じて得た額)」を削り、同

条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第22条の4第2項第1号ア中「, 6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125」, 12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあつては, 100分の127.5）を「100分の126.25」に改め、同号イ中「, 6月に支給する場合には100分の106.25, 12月に支給する場合には100分の108.75」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「, 6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60」, 12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあつては, 100分の62.5）を「100分の61.25」に改める。

第24条第3項中「第9条の3」の次に「, 第9条の4」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	特7級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	431,700	454,100	482,100	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	435,100	456,600	486,700	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	438,100	459,800	494,100	541,300
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	441,100	463,000	501,500	555,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	443,700			
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	446,100			
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	448,700			
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	451,100			
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500				
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100				
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700				
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200				
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100				
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000				
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900				
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700				
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200				
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000				
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700				
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300				
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000				
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400				
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800				
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200				
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600				
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800				
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000				
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000				
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100				
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300				
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400				
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500				
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200				
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900				
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500				
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200				

	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800				
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400				
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900				
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300				
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700				
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900				
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200				
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500				
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800				
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
定年	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
前再	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
任用	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
短時	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
間勤	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
務職	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
員以	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
外の	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
職員	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					

77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700	397,000						
87	266,500	306,100	356,100	397,400						
88	266,800	306,400	356,500	397,800						
89	267,100	306,700	356,700	398,100						
90	267,400	307,000	357,100	398,600						
91	267,700	307,300	357,500	399,000						
92	268,000	307,600	357,900	399,400						
93	268,300	307,800	358,100	399,700						
94		308,000	358,400							
95		308,300	358,800							
96		308,700	359,100							
97		308,900	359,400							
98		309,200	359,800							
99		309,500	360,200							
100		309,900	360,600							
101		310,100	361,100							
102		310,400	361,500							
103		310,700	361,900							
104		311,000	362,300							
105		311,200	362,800							
106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							
108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								
112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								
116		314,400								
117		314,600								

	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								
	121		315,700								
	122		315,900								
	123		316,200								
	124		316,500								
	125		316,800								
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	365,200	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第24条及び第24条の2並びに付則第4項に規定する職員を除く。

別表第 8 中

6 級	1 副参事又は技佐の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務	を
7 級	困難な業務を処理する副参事又は技佐の職務	

6 級	困難な業務を処理する課長補佐の職務	に改める。
7 級	副参事又は技佐の職務	

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(1) 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年茨城県条例第55号)第 4 条第 1 項

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第 9 号)第 6 条第 2 項

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

第10条第 1 項中「から第11条まで」を「第10条」に改め、同条第 2 項中「給与条例第 6 条第11項」の次に「第 9 条の 4」を加え、「第 6 条第11項中」を「給与条例第 6 条第11項中」に改め、「第 2 条第 4 項」との次に「給与条例第 9 条の 4」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年茨城県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「初任給調整手当」の次に「(第 1 種初任給調整手当及び第 2 種初任給調整手当をいう。第20条において同じ。)」を加える。

第 5 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第 1 種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条の 2 第 2 種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日における当該職員の給料月額等を考慮して管理者が定める額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項に定めるもののほか、第 2 種初任給調整手当は、同項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第 2 種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものに対して支給する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 5 条 職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年茨城県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第27条第 1 項中「から第11条まで」を「第10条」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第 6 条 職員の修学部分休業に関する条例(平成18年茨城県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「初任給調整手当」の次に「(第 1 種初任給調整手当及び第 2 種初任給調整手当をいう。)」を加える。

(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年茨城県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第29条において同じ。)」を加える。

第6条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第6条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日における当該職員の給料月額等を考慮して管理者が定める額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項に定めるもののほか、第2種初任給調整手当は、同項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものに対して支給する。

(地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第8条 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年茨城県条例第34号)の一部を次のように改正する。

付則第3条第4項中「第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の」及び「」という。)」を削り、同条第5項中「改正後の給与条例」を「給与条例第9条の4第1項、」に改め、同条第6項中「改正後の」を削り、同条第7項中「、第6項及び第8項」及び「並びに改正後の給与条例第6条第4項、第5項及び第7項」を削り、同条第8項中「改正後の」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(次項において「改正前の給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が6級(人事委員会規則で定める職務に限る。)であったものの切替日における職務の級は7級とし、その者の切替日における号給は1号給とする。

3 切替日の前日において改正前の給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が7級であったものの切替日における号給(以下この項において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下この項において「旧号給」という。)に応じて次の表に定める号給とする。

旧 号 給	新 号 給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	2
9	2
10	3

11	3
12	4
13	4
14	5
15	5
16	6
17	6
18	7
19	7
20	8
21	8

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における職務の級及び号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(人事委員会規則への委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第24号議案

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

付則第6項中「1,050,000円」を「1,060,000円」に改める。

別表第1中「1,340,000」を「1,380,000」に、「1,080,000」を「1,090,000」に、「910,000」を「920,000」に、「660,000」を「670,000」に改める。

別表第3中「235,000」を「242,000」に、「133,000」を「137,000」に、「16,000」を「17,000」に、「213,000」を「219,000」に、「232,000」を「239,000」に、「218,000」を「225,000」に、「198,000」を「204,000」に、「208,000」を「214,000」に、「200,000」を「206,000」に、「20,000」を「21,000」に、「17,000」を「18,000」に、「13,000」を「14,000」に、「7級」を「特7級」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、同条例第6条第1項に規定する非常勤特別職の職員のうち報酬が日額をもって定められている者については、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第25号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の157の項及び158の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に、「同条第15項」を「同条第13項」に、「又は第15項」を「又は第13項」に改め、同表の160の項及び161の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同表の451の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の451の2の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同表の475の項を次のように改める。

475 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第4項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく集約都市開発事業計画の通知に対する審査	集約都市開発事業 整備特定建築物審 査手数料	建築物の床面積の合計に応じて414の項に規定する額に415の項に規定する額を加算した額
---	------------------------------	---

別表第1の476の項中「が住宅以外の部分」を「が住宅の部分」に改め、「であって指定確認検査機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）の業務を実施しているもの」を削り、「住宅の部分のみである場合」の次に「以外の場合」を加え、「（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この項において同じ。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」及び「の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)」を削り、同表の477の項中「の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)」を削り、同表の477の2の3の項中「が住宅以外の部分」を「が住宅の部分」に改め、「（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）」を削り、「住宅の部分のみである場合」の次に「以外の場合」を加え、「（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この項において同じ。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」及び「の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)」を削り、同表の477の2の4の項及び477の4の項中「の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)」を削り、同表の477の6の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「基づくマンションの容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンションの建替えに係るマンションの容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替え又は更新に係るマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改め、同表の477の7の項中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第1条の2第1項第2号」を「第1条の8第1項第2号」に改め、同表の477の8の項中「第5条の6第2項」を「第5条の16第2項」に、「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に改め、同表の477の9の項中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の451の項及び451の2の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の157の項、158の項、160の項及び161の項の改正規定 令和8年5月1日

令和 8 年 2 月 26 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第26号議案

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部 を改正する条例

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第27号議案

茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

茨城県住民基本台帳法施行条例（平成14年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中21の項を削り、20の項を21の項とし、13の項から19の項までを1項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13 茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例（令和6年茨城県条例第23号）による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1中22の項を削り、23の項を22の項とし、24の項から33の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2監査委員の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第28号議案

茨城県国民健康保険条例の一部を改正する条例

茨城県国民健康保険条例（平成30年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第22条」に、「第20条」を「第23条」に改める。

第8条第2項中「次条から第19条まで」を「この章」に改める。

第20条を第23条とし、第4章中第19条の次に次の3条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第20条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、令第11条の2第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第21条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第22条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、令第11条の2第5項第1号に掲げる数とする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第29号議案

茨城県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

茨城県食品衛生法施行条例（平成11年茨城県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 第1 共通基準の部第5項第2号中「第2第1項第1号」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。第2第1項第1号ア」に改め、同項第3号中「場合」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。第2第1項第1号において同じ。）」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、第3項第8号、第9号、第12号、第13号、第16号及び第17号並びに第4項第7号の基準を適用しない。

別表第1 第2 業種別基準の部第1項を次のように改める。

1 飲食店営業

- (1) 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

イ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ウ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

- (2) 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第30号議案

児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第60条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第33条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」を「左欄に掲げる健康診断等（健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断，定期 の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第31号議案

児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」を「左欄に掲げる健康診断等（健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断，定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--------------------------------------

第43条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第32号議案

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」を「左欄に掲げる健康診断等（健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第26条第1項中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

第28条第2項中「，社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削り、同条第4項中「第60条第4号及び第5号」を「第60条第5号及び第6号」に、「第102条第4号」を「第102条第6号」に改める。

第30条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第38条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第39条第5号中「第60条第8号」を「第60条第9号」に、「第102条第7号」を「第102条第9号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第2項中「，社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第59条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第60条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第92条第4項中「，社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第93条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第100条第2項中「，社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第101条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第102条第8号を同条第10号とし、同条第7号中「前条第1項第4号ア」を「前条第1項第5号ア」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「前条第1項第4号ア」を「前条第1項第5号ア」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「前条第1項第4号ア」を「前条第1項第5号ア」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「前条第1項第4号ア」を「前条第1項第5号ア」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第103条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第33号議案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（虐待等の禁止）

第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第15条第1項中「から第13条まで」を「，第13条」に改め、同項の表第12条の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第34号議案

児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第35号議案

茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例（昭和51年茨城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表強度試験機器の部インストロン万能試験機（60トン）の項を削り、同表物性試験・薄膜作成等機器の部金属顕微鏡（組織解析機能付）の項中「1,650」を「1,760」に改め、同表電気試験機器の部EMI機器の項中「5,940」を「6,710」に改め、同表木材工作機械の部角のみ機の項及び昇降盤の項を削り、同表設計支援機器の部大判インクジェットプリンタの項中「2,420」を「3,080」に、「2,090」を「2,420」に、「1,540」を「1,760」に、「1,320」を「1,430」に改める。

別表第1 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表試験機器類の部に次のように加える。

平 面 歪 負 荷 装 置	1 時 間	1,650
---------------	-------	-------

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表材料試験等の部材料強度試験等の項中

「

インストロン万能試験機（60トン）によるもの	1 試 料 ・ 1 項 目	4,730
------------------------	---------------	-------

」を削り、同部に次のように加える。

熱 処 理 等 （ 雰 囲 気 炉 に よ る も の ）	1 時 間	4,950
-------------------------------	-------	-------

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表金属試験の部金属組織試験の項中「2,200」を「2,310」に、「1,540」を「1,650」に改め、同項中

「

結 晶 方 位 測 定	1 試 料 ・ 1 測 定	16,280
-------------	---------------	--------

」を削り、同部前処理の項中
「

結 晶 方 位 測 定 用 処 理	1 試 料	12,210
-------------------	-------	--------

」を削り、同表電気試験の部EMI

I試験の項中「8,580」を「9,570」に改める。

別表第2 3 茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校の表窯業試験の部エックス線回折試験の項を削る。

付 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に設備の使用の承認又は試験、分析、検査、調製、加工等の依頼の承認を受けている者に係る使用料又は手数料の額については、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第36号議案

茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例（平成27年茨城県条例第28号）の一部を次のように改正する。
別表エックス線回折装置の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

茨城県知事 大 井 川 和 彦

第37号議案

茨城県建築基準条例の一部を改正する条例

茨城県建築基準条例（昭和36年茨城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第48条の2第2項第1号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第38号議案

茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例

茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例（昭和46年茨城県条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例

第1条中「へき地学校」を「へき地学校」に、「へき地手当」を「へき地手当」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「へき地手当」を「へき地手当」に改め、同条を第6条とする。

付則第3項中「から第5条まで」を「並びに茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例（令和8年茨城県条例第 号）による改正前の茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第4条及び第5条」に、「第4条」を「改正前の条例第4条」に、「第5条第2項」を「改正前の条例第5条第2項」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の規定は、令和7年4月1日以後の勤務に係るへき地手当の支給について適用する。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

- 3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例」を「茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例」に改める。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第39号議案

茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

茨城県地方警察職員定員条例（昭和35年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「2,863」を「2,869」に、「1,500」を「1,504」に、「4,826」を「4,836」に、「5,407」を「5,417」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

令和 8 年 2 月 26 日 開 会

④

令和 8 年第 1 回茨城県議会定例会議案

(第 2 綴)

茨 城 県

令和 8 年第 1 回茨城県議会定例会議案（第 2 綴）目次

	頁
第43号議案	令和 7 年度茨城県一般会計補正予算（第 9 号） 1
第44号議案	令和 7 年度茨城県競輪事業特別会計補正予算（第 1 号） 24
第45号議案	令和 7 年度茨城県公債管理特別会計補正予算（第 1 号） 26
第46号議案	令和 7 年度茨城県市町村振興資金特別会計補正予算（第 1 号） 28
第47号議案	令和 7 年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第 2 号） 30
第48号議案	令和 7 年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第 1 号） 32
第49号議案	令和 7 年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） 35
第50号議案	令和 7 年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号） 37
第51号議案	令和 7 年度茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算（第 1 号） 39
第52号議案	令和 7 年度茨城県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号） 41
第53号議案	令和 7 年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第 1 号） 43
第54号議案	令和 7 年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号） 45
第55号議案	令和 7 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 3 号） 47
第56号議案	令和 7 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号） 50
第57号議案	令和 7 年度茨城県病院事業会計補正予算（第 3 号） 53
第58号議案	令和 7 年度茨城県水道事業会計補正予算（第 2 号） 55
第59号議案	令和 7 年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号） 57
第60号議案	令和 7 年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第 2 号） 59
第61号議案	令和 7 年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第 4 号） 61
第62号議案	令和 7 年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号） 63
第63号議案	茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例 65

条 例 ・ そ の 他

第63号議案

茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例

茨城県資金積立基金条例（昭和39年茨城県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表茨城県放射線利用試験研究施設等整備基金の項を削り、同表に次のように加える。

茨城県高等学校等教育改革促進基金	公立の高等学校等（高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）における教育の改革を推進するための事業に要する経費に充てるため，知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。	公立の高等学校等における教育の改革を推進するための事業に要する経費に充てるとき。
------------------	--	--

付 則

この条例中別表に次のように加える改正規定は公布の日から、同表茨城県放射線利用試験研究施設等整備基金の項を削る改正規定は令和8年3月31日から施行する。

令和8年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦